埴輪トレーディングカード頒布事業
委託仕様書

本仕様書は公募段階のものであり、仕様の詳細については、採用された企画提案に基づき、県と受託者が協議の上で決定する。

１．業務の名称

埴輪トレーディングカード頒布事業（以下「本業務」という。）

２．業務の目的　（※企画提案募集要領と同じ）

群馬県は、国宝及び国重要文化財に指定されている埴輪の約４割が出土するなど、質・量ともに「日本一の埴輪王国」である。群馬県公式はにわガイドブック「ＨＡＮＩ-本（ハニぼん）」には、県内出土埴輪２００体が掲載されており、８月には、このうち１８体をデザインした埴輪トレーディングカード（ＨＡＮＩトレカ）を県で制作・配布（全１８種類・合計５万枚）している。（以下「第１弾」という）

本業務は、ＨＡＮＩトレカの頒布（制作・販売）を行うことで、群馬県が誇る埴輪を、幅広い世代に親しんでいただくことを目的とする。

３．委託期間

契約締結の日から、令和９年３月３１日（水）まで（予定）

（※終期は、頒布（販売）終了ではなく、頒布（流通）開始までとする）

４．業務内容

・HANI-本掲載の埴輪のうち、県が指定する３０体（全３０種類）のトレカを制作・頒布する。
・製作・頒布に必要な経費は全て受託者の負担とし、群馬県は委託料その他一切の負担を行わない。
・頒布（販売）による売上及び利益は、受託者のものとする。

※トレカに使用するデザインは、第１弾のものを踏襲する。

埴輪の説明文言・画像データは県が提供する。データの埋め込みは受託者が行う。

ただし、画像データの使用にあたり、使用料等が発生する場合は、その経費は受託者の負担とする。

５．提案を求める事項

（１）頒布方法、頒布数、頒布場所
・頒布（販売）の戦略、頒布期間、頒布数、具体的な頒布ルート等
（※応募時点において、頒布パッケージデザイン案の提案は必須ではありません）

（２）頒布（販売）価格と頒布に係る利益
・頒布（販売）の売価設定。（複数枚を１組として頒布（販売）することも可）
・頒布に係る売上、経費と、受託者の利益の見込。

6．留意事項

（1）本業務により製作された成果物に関する全ての権利（著作権法第２７条及び第２８条に定める権利を含む）は、委託者に帰属する。

（2）契約終了後の取扱いについては、別途、協定により定める。

（3）受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後についても同様とする。

（4）業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。

（5）本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものをのぞき、全て受託者の責任において処理することとする。

（6）受託者は、本件業務実施に起因する諸事故に関して一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過、被害状況等を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。

（7）プロポーザルにおける受託者の提案内容の不履行が発生し、発注者の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったものと発注者が判断した場合には、不履行が発生した業務に係る損害の賠償の請求することがある。

（8）法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行うこと。

（9）本仕様書に定めがない事項については、発注者と受託者において協議の上決定する。

7．業務の完了報告書の提出について

業務完了後、速やかに以下の事項を記載した業務完了報告書をデータで提出すること。

・業務完了年月日

・本業務における実施内容及び成果

・その他本業務に関連するもので、県が指定するもの